

企業、金融機関、行政機関の マイナンバー情報保護措置 (2)

利用・収集・提供・保管の制限と廃棄・削除

金融調査部
制度調査担当部長 吉井 一洋

マイナンバーに対する国民への懸念に対応するため、各種の保護措置が講じられています。今回は、企業、金融機関、行政機関等におけるマイナンバーの利用、収集、提供、保管の制限、不要となった場合の廃棄・削除の方法について解説します。

5. 利用、収集、提供の制限

下記の説明は、番号法その他の関係法令や特定個人情報保護委員会が策定・公表した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」や関連するQ&Aに基づいています。

(1) 利用目的を限定

i. 企業（事業者）

本シリーズの第1回でも述べたように、マイナンバーの利用範囲は、番号法で税、社会保障、災害対策に関する特定の事務に制限されています。企業では、従業員等の給与や社会保険に関する事務、例えば、給与の源泉徴収票や給与支払報告書に、従業員等のマイナンバーを記入し、税務署や市町村に提出する場合や、健康保険・厚生年金保険の資格届出書類などにマイナンバーを記載し、健康保険組合や日本年金機構に提出する場合¹、あるいは、弁護士・税理士などへの報酬の支払い、(法人である企業や個人不動産業者から)不動産の個人オーナーへの賃料の支払い²、講演を依頼した個人への講演料などの支払い、個人から株式や不動産³の譲渡を(法人

¹ ただし、2015年9月の番号法の改正により、日本年金機構は、2017年5月31日までの政令で定める日まではマイナンバーを利用できず、2017年11月30日までの政令で定める日までは、情報提供ネットワークシステム等も利用できないこととされています。

² 不動産の賃借をあっせんした個人の不動産業者がいる場合は、支払うあっせん料と当該業者のマイナンバーも支払調書に記入します。

である企業、不動産の場合はさらに個人不動産業者が) 受けた場合の支払いなどに関する支払調書に、これらの個人のマイナンバーを記載して税務署に提出する場合などに限られます。たとえば、従業員の営業成績の管理に従業員のマイナンバーを用いることはできません。

一方、企業の健康保険組合は、被保険者(企業の従業員等)の情報の検索・管理にマイナンバーを用いることができます。

個人顧客のマイナンバーを顧客データ管理やマーケティング目的で利用することは認められていません。そもそも、企業は、これらの目的のために顧客からマイナンバーを取得することを認められていません。

マイナンバーの利用目的に関しては、本人(従業員等)が、自分のマイナンバーがどのような目的で利用されるのかを、一般的かつ合理的に予想できる程度に特定する必要があります。企業の場合は、例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられます。

通常の個人情報とは異なり、マイナンバー付の個人情報(特定個人情報)⁴は、本人の同意があっても、あらかじめ定めた利用目的を超えて利用してはいけません。例外的に利用目的の変更が認められるのは、当初の利用目的を超えてマイナンバーを利用する必要性が生じた場合であり、その利用目的が当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内であればなりません。このような場合は、利用目的を変更し、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内でマイナンバーを利用できます。もちろん、その場合でも、番号法で認められた範囲を超えて利用することはできません。利用目的の変更が認められる例としては、給与の源泉徴収票作成のために提供を受けたマイナンバーを、健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用するため、利用目的を変更して本人に通知等を行う場合などが挙げられます。もっとも、これら複数の利用目的を包括的にまとめて明示することも可能です。

ii. 金融機関(証券会社・保険会社を含む)

従業員等のマイナンバーに関しては、iの企業の場合と同様のケースで利用できます。その他、次の①～③の場合には、顧客のマイナンバーを利用できます。①に関しては、例えば、利用目的を、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」、「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供義務」、「金融商品取引に関する振替機関等への提供事務」、「保険取引に関する支払調書作成事務」のように特定することが考えられます。想定されるすべての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられます。

① 顧客について、証券取引に係る支払調書、特定口座年間取引報告書、非課税口座年間取引

³ 不動産の譲渡をあっせんした個人の不動産業者がいる場合は、支払うあっせん料と当該業者のマイナンバーも支払調書に記入します。

⁴ マイナンバーが直接付されていなくても、マイナンバーとひも付けたコードなどにより、マイナンバーと関連付けてアクセス可能な情報は、特定個人情報に該当します。

報告書、口座開設届出書などに顧客のマイナンバー、生命保険・損害保険の保険金支払いに係る支払調書などに契約者や保険金の受取者のマイナンバーを記載し、税務署に提出する場合

- ② 大規模な災害があった際に、金融機関が支払調書の作成等の目的のために収集したマイナンバーを、顧客への金銭の支払いを行うために、顧客情報の検索に用いる場合
- ③ さらに、番号法の改正により、下記の目的での利用が認められるようになります。

- ・ 社会保障給付（厚生年金保険、国民年金など）に関連して受給者本人の資産又は収入の状況の報告を求めるために、事務を実施する行政機関等に銀行等が当該受給者のマイナンバー付の預金情報を提供する⁵。2016年1月1日から適用予定。証券会社なども対象になるものと思われます。ただし、日本年金機構については、マイナンバーの利用開始が延期されています。
- ・ 預金保険機構等が銀行等の破たん時等に請求できる情報にマイナンバーが追加されることに伴い、銀行等が預金者に対してマイナンバーの告知を求めることができます。2018年から適用される予定です。ただし、預金者にはマイナンバーの告知義務は課されません。
- ・ 税務調査への対応等のため、銀行等は、預金者等の情報をマイナンバーで検索できる状態で管理することが求められます。2018年から適用される予定です。ただし、預金者にはマイナンバーの告知義務は課されません。

顧客のマイナンバーの利用は上記の目的に限定されています。上記の目的で取得した顧客のマイナンバーを、マーケティングや顧客データ管理など（上記の目的以外）に利用することはできません。

iii. 行政機関・地方公共団体

番号法又は条例で定められた社会保障・税・災害対策に関する行政事務を行うために、保有している個人情報を検索・管理する場合に限り、マイナンバーの利用が認められています。

iv. 生命・身体・財産の保護のため必要な場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、本人の同意がある又は本人の同意を得ることが困難である場合は、源泉徴収票や支払調書等への記載目的で保有しているマイナンバーを、人の生命、身体又は財産の保護のために利用することができます。

⁵ 他方で、社会保障給付事務を実施する行政機関等が、対象となる情報収集のために、対象者のマイナンバー付の個人情報（特定個人情報）を銀行等に提供することも認められます。

(2) 収集・提供の制限

i. 企業（事業者）

収集の制限

(1) の目的で必要な場合に限って、マイナンバーの提供を求めることができます。したがって、金融機関以外の企業が、マイナンバーの提供を求める対象は、自社の従業員等、顧問弁護士や税理士、個人所有の不動産を自社が賃借している場合の貸主、講演者、企業が株式や不動産の譲渡を受けた場合の売主などに限られています。金融機関（および不動産業者など⁶）以外の企業が、個人顧客のマイナンバーを収集することはありません。

企業の従業員等に対しては、例えば、給与の源泉徴収票作成事務のため、マイナンバーの提供を求めることができます。提供を求める時期は、事務が発生した時ですが、契約締結時など事務の発生が予想できた時点で求めることも可能です。従業員等の給与の源泉徴収票の作成事務などの場合、雇用契約の契約締結時点で求めることも可能です。

同じグループ内の A 社から B 社に従業員が異動した場合、マイナンバーを A 社から B 社に直接に移すことは「提供」にあたるため、できません。B 社は異動した従業員からマイナンバーを提供してもらう必要があります。従業員の個人情報をグループで共有データベースに記録している場合は、従業員が就業している会社のみがその従業員のマイナンバーを参照できるよう制御されていれば、共有データベースにマイナンバーを記録することは可能です。その場合は、異動する従業員自身が、自分の意思に基づく操作によって自分のマイナンバーを異動先に移せば、その従業員自身が異動先に新たにマイナンバーを提供したものとみなすことができます。

弁護士や税理士への報酬支払い、不動産オーナー（個人）への賃借料の支払い、講演料の支払いのため、これらの個人にマイナンバーの提供を求めることができますが、この場合も、継続的な契約関係にある場合には、契約時にマイナンバーの提供を求めることができます。

誰からマイナンバーを取得するかは、あらかじめ特定しておく必要があります。取得の際には、利用目的を通知又は公表して明示する必要があります。成りすましを防止するため、マイナンバーの取得の際には厳格な本人確認を行う必要があります。

提供の制限

企業が取得・保有するマイナンバー付の個人情報（特定個人情報）を提供するのは、支払調書や社会保険関係の提出書類に従業員等やその家族のマイナンバーを記入して提出する場合に限られます。企業の健康保険組合の場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて番号法上認められた範囲内で他の行政機関や地方公共団体に役職員の情報を提供することはありますが、その際も、マイナンバーや基本 4 情報は用いず、別途、見えない符号を用いて、提供する情報

⁶ 不動産業者の場合、顧客に不動産の使用料等や譲渡代金を支払う際の支払調書に顧客のマイナンバーを記入するために、当該個人顧客のマイナンバーを取得することがあります。

を特定し授受します。詳細は第14回で説明します。それ以外で、企業が情報提供ネットワークシステムに接続することは現行制度では認められていません。

ii. 金融機関（証券会社・保険会社を含む）

収集の制限

従業員等のマイナンバーについてはiと同様です。

顧客のマイナンバーについては、(1)で述べたように支払調書等の作成などのために、提供を求めることができます。提供してもらう時期等は本シリーズ第5回を参照してください。それ以外の目的で顧客のマイナンバーを収集することはできません。例えば、住宅ローンの借入開始時に所得の証明書として給与の源泉徴収票を提出してもらう場合は、当該源泉徴収票にはマイナンバーの記載はありません。

提供の制限

金融機関が顧客のマイナンバー付の個人情報（特定個人情報）を提供するケースとしては、原則として、支払調書・年間取引報告書や口座開設届出書等にマイナンバーを記入し、税務当局に提出する場合に限られます。なお、顧客に送付する支払通知書や年間取引報告書には、マイナンバーは記載されません。

同一グループ内、例えば同じグループ内の銀行と証券会社の間であっても、顧客のマイナンバーを提供又は共同利用することはできません。

iii. 行政機関・地方公共団体

収集の制限

番号法又は条例で定められた行政事務を行うために、マイナンバーの提供を求めることができます。行政機関や地方公共団体の場合は、本人からだけでなく、法令上の規定に基づいて企業や金融機関などからも、マイナンバーを収集することができます。対象となる行政事務を行う上で必要があれば、住基ネットを管理している地方公共団体システム機構に対して、マイナンバーを含む本人確認情報の提供を求めることもできます。

提供の制限

各都道府県や各市町村（東京都の特別区を含みます）は、条例で定めることにより、同じ都道府県、同じ市町村の異なる機関が行う番号法で定められた事務の処理のためにマイナンバー

付の個人情報（特定個人情報）の提供を行うことができます⁷。地方公共団体の場合、同じ機関内であっても、地域の地方税、社会保障、防災などに関する複数の事務を行っています。番号法に定める事務を行うために、条例の定めに従って、同一機関内の異なる事務の間で特定個人情報をやりとりし、マイナンバーで検索・管理を行うことができます⁸。

行政機関等や地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法上定められた利用目的（事務等の実施）のために他の行政機関や地方公共団体に、個人情報を提供することがあります。その際にはマイナンバーや基本4情報は用いません。前述したとおり、これについては、第14回で説明します。なお、このような情報提供があることを、利用目的として明示する必要はありません。

ちなみに、国の税務当局と地方公共団体の税務部局の間は、情報提供ネットワークシステムを通じずに、特定個人情報をやりとりすることができます。

6. 保管の制限と廃棄・削除の方法

(1) 保管の制限と廃棄・削除

企業、金融機関、行政機関・地方公共団体は、5の(1)で挙げた目的の範囲内でのみ、マイナンバーを保管し続けることができます。

例えば、企業が、従業員の給与の源泉徴収事務や、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年以降も継続的に利用する場合は、マイナンバーを継続的に保管できます。金融機関では、特定口座、NISA等、年間取引報告書の提出が毎年義務付けられているものについては、口座開設の際に顧客から提供を受けたマイナンバーを、翌年以降も継続的に保管できます。法令等で保存が義務付けられている文書に記載されているマイナンバーは、その期間保管することになりますが、当該期間経過後は、できるだけ速やかに廃棄又は削除する必要があります。廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、マイナンバーとマイナンバー付の個人情報（特定個人情報）の保有に関する安全性と事務の効率性等を勘案して、企業において判断することになります。

⁷ この場合は特定個人情報の「提供」に該当します。例えば、同じ市の市長の部局にある税務部門が、同じ市の教育委員会に、番号法で定められた事務である学校保健安全法に基づく医療費用援助の事務処理のため、条例の定めに従って、地方税情報を提供する場合などが例示されています。

⁸ この場合は、マイナンバーの提供ではなく「利用」にあたりますが、条例の定めが必要と解されています。例えば、同じ市の市長部局にある税務部門から福祉部門とでマイナンバー付の個人情報をやり取りする場合などが挙げられます。

(2) 廃棄の方法

マイナンバーの廃棄や削除の方法としては、次のような方法が例示されています。

- ◇マイナンバーやマイナンバー付の個人情報（特定個人情報）が記載された書類等を廃棄する場合に、焼却又は溶解等の復元不可能な方法を用いる。
- ◇マイナンバーや特定個人情報が記録された機器や電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用や物理的に破壊するなど、復元不可能な手段を用いる。
- ◇マイナンバーが記載された個人情報ファイルの中のマイナンバーや一部の特定個人情報を削除する際に、復元不可能な方法を用いる。
- ◇マイナンバーや特定個人情報を取り扱う情報システムでは、保存期間経過後のマイナンバーの削除を前提とした情報システムを構築する。
- ◇マイナンバーが記載された書類等については、保存期間経過後の廃棄を前提とした手続を定める。ガイドラインでは、例えば下記が例示されています。
 - ・扶養控除等申告書（提出の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存）。
 - ・特定口座開設届出書（提出の翌年から5年間保存）。
 - ・地方公共団体が保有するマイナンバーが記載された文書（各地方自治体が定める文書管理規程等に基づき、保存期間満了日まで保存）

（次回予告：企業、金融機関、行政機関のマイナンバー情報保護措置（3） 安全管理措置）

以上